

佐世保市監査委員公表第8号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

行財政改革推進局 分

令和6年3月7日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



5 行 財 第 5 5 号  
令 和 6 年 3 月 1 日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔 様  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦 様  
佐世保市監査委員 井 上 友 子 様

佐世保市長  
宮 島 大 典



監査結果に対する措置について（通知）

令和6年2月20日付、佐世保市監査委員報告第21号で提出された監査結果報告  
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和6年3月4日
第 号

# 措置通知書

行財政改革推進局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保PPPプラットフォーム運営業務委託契約（随意契約）において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することができる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。</p>	<p>契約締結の事務処理にあたって、登録状況の確認を行ったものの、入札参加資格者名簿システム等による確認の方法が不適切・不十分であったため、登録がされているものと誤認し、登録外業者に対する名簿登録と同等の審査についても行わずに契約締結に至ったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、相手方から、令和5年12月28日に「税滞納のない証明書」を、令和6年1月16日に「登記事項証明書」をそれぞれ受領し、登録業者と同等の資格を持つことを確認しました。また、令和6年3月分及び令和6年度分の登録については、令和6年2月14日に所要の手続きを完了したことを確認しました。</p> <p>今後は以下の運用により、適切な方法による確認、複数人によるチェックを行うことを周知徹底しました。あわせて「リスク管理調査票」にも登載し、内部統制のモニタリングにおいても対応状況を確認することとしました。</p> <p>① 決裁へ添付する「契約事務チェックシート」に「当該年度の登録業者であることをシステム検索により確認したか（されていない場合、同等の審査を行ったか）」のチェック項目を独自に追加しました。</p> <p>② 局内において担当者、次長で入力する「契約業務の進捗管理表」に「当該年度の登録業者であることをシステム検索により確認したか（されていない場合、同等の審査を行ったか）」のチェック項目を追加しました。</p> <p>③ 例年2月上旬頃に契約課から通知される更新状況の通知について、内容の確認及び更新されていない場合の相手方への連絡等を徹底することとしました。</p>